

○山形県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成6年2月1日

本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第7条の規定に基づき、警察職員の情報処理能力の検定（以下「能力検定」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定は、初級及び中級に区分して行い、その対象となる知識及び技能は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(能力検定の実施)

第4条 警察本部長は、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。

(受験の手続)

第5条 所属長は、能力検定の実施の都度、情報管理課長に受験者を報告するものとする。

(合格者台帳への記載)

第6条 情報管理課長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項の合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

(特例)

第7条 警察本部長は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載させることができる。

附 則（平成27年5月13日本部訓令第13号）

この訓令は、平成27年5月14日から施行する。

附 則（平成30年1月31日本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知識及び技能
初級	<p>1 山形県警察情報セキュリティに関する訓令（平成25年9月本部訓令第16号）第2条第5号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>